

1 計画策定の趣旨

1.1 計画策定の背景

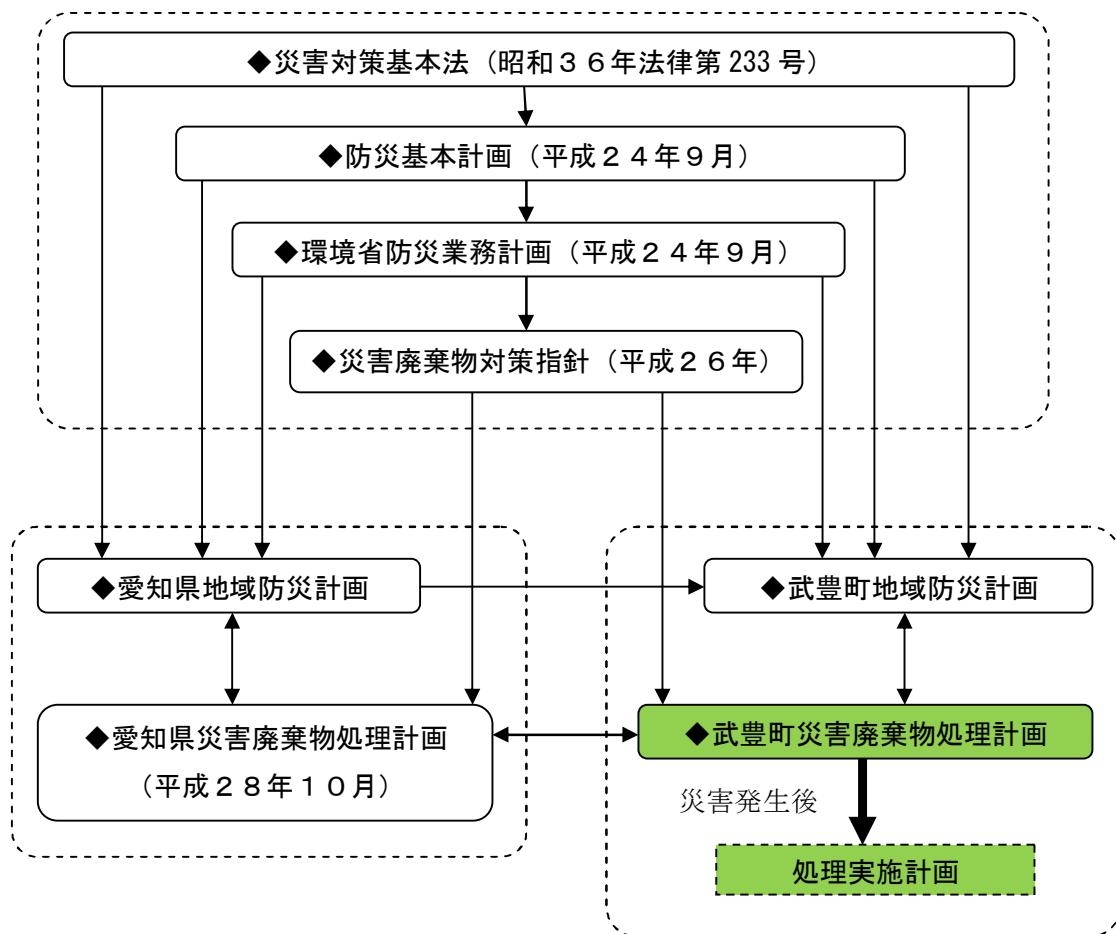
南海トラフ巨大地震の発生が予想されており、未曾有の災害であった東日本大震災と同じ状況が、この地方にも起こる予想がされている。

大規模地震や水害などによる災害時は、がれき等の廃棄物が大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集運搬・処理を行うことが困難となることが想定されることから、災害の発生に伴う崩壊した建物等からのがれきや避難所からのごみ・し尿などに対して、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

特に災害廃棄物対策は最も難しい課題の一つであり、災害がれきの早期の処理は、住民にとっての安全、安心を守る、心の支えとなる。来たるべき大規模災害に対し、住民の安全安心を最前線で守る行政として、なすべき万全の準備を行わなければならない。

1.2 計画の目的

本計画は、以下の図に示すように国の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」に基づき「武豊町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」が想定する災害により発生する災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するために、必要な基本的事項を定め、町民の生活環境を守り、地域の早期復旧・復興に寄与することを目的として策定するものである。



1.3 計画の位置づけ

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針(平成26年3月)」に基づき作成し、地域防災計画の下位計画として位置づけられるものである。

本町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画に従い進めるが、実際の被害状況により柔軟に運用するものとする。

1.4 計画の管理

本計画の管理については、訓練や災害廃棄物処理で抽出された課題等による計画の実効性の検証、必要なフォローアップを行うとともに、国の災害廃棄物対策指針の改訂、県の災害廃棄物処理計画の策定、地域防災計画の改訂等にあわせて計画の見直しを行い、本計画を適宜改訂する。

1.5 計画の対象とする業務

本計画で対象とする業務は、一般廃棄物の中でも本町が行うべき災害廃棄物の収集・運搬、処理及びそれに関する一連の業務とし、事業系一般廃棄物は許可業者による収集・運搬、または自己搬入とする。

1.6 想定する災害と被害の概要

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、愛知県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、まず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、本計画の被害想定は「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(平成26年3月)」をもとに、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定した「過去地震最大モデル」による想定とした。

【過去地震最大モデル】

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震)を重ね合わせたモデルである。
- 愛知県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

<震度、津波高、津波到達時間、浸水面積>

最大震度	最大津波高	最短津波到達時間	浸水面積
6強	3.4m	58分	61ha

※ 津波高30cmの到達時間、浸水深1cm以上

<全壊・焼失棟数>

揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
約500棟	約20棟	約10棟	*	約200棟	約700棟

※ 次の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

① 5 未満→「*」、② 5 以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上 1 万未満→
「十の位を四捨五入」、④ 1 万以上→「百の位を四捨五入」

※ 季節時間帯別で想定した 3 ケースのうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース
(冬夕方18時)。

<死者数>

建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜 地崩壊 等	火災	合計
うち屋内収 容物移動・ 転倒、屋内 落下物		うち自力 脱出困難	うち逃 げ遅れ				
約30人	*	約10人	*	*	*	*	約30人

* 想定条件：風速5m/s、早期避難率低

※ 次の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

① 5 未満→「*」、② 5 以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上 1 万未満→「十の位
を四捨五入」、④ 1 万以上→「百の位を四捨五入」

※ 季節時間帯別で想定した 3 ケースのうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（冬深夜5
時）。

1.7 発生する問題点の想定と整理

発生したとき、廃棄物処理に関して発生する各種問題の比較は以下に示すとおりである。

震災と水害時の問題点の比較

状 況	震 災	水 害
仮設トイレ	避難者が多く、多数設置が必要	震災と比べて少ない設置
し尿収集	長期間にわたり多量(仮設トイレ等から)	一時的に発生、比較的少量(水没便槽等)
ごみ排出	順次、多量に排出される	一時的に多量排出される
分別収集	比較的可能。しかし津波による被害を受けた場合は、困難である場合が多い	困難な場合が多い
ごみ収集	順次収集	衛生面の問題から時間的余裕が少ない
廃棄物処理施設	稼働停止により処理体制に支障が発生する場合がある	処理体制に支障は少ない
解体家屋処理	大量に発生し大きな問題	震災時より量は少ない
ごみ処理の状況	中間処理、再資源化の徹底により埋立減量	水分を多く含んでおり、中間処理に困難

震災時には、災害直後から被災者の避難がはじまり、避難所では仮設トイレの設置が必要となる。また、避難期間が長くなることから、発生するし尿の処理も長期にわたり、その処理量も多量となる。

災害復旧に伴い、粗大ごみや生活ごみ等多くの廃棄物が順次排出される。震災時はごみ処理施設の被害等も想定されることから、(仮置場も含めて)広域的な協力、支援が必要となる。

その後、解体家屋の処理等が行われ、多量のがれき類が長期に渡り発生することから、仮置場を含む処理体制が必要となる。

水害時は、し尿の引き抜きが早い段階から一時的に必要となる。ごみは水害廃棄物の特性として水分を多く含むことから、腐敗・悪臭の発生抑制、防止等衛生面に配慮しなければならない。多量の廃棄物が一気に排出され、その分別も困難であると考えられることから、仮置場の検討など早急な収集運搬、処理体制が必要となる。

以上を踏まえた災害廃棄物の処理ステップの概要は次のとおりである。

第1ステップ

災害発生初期対応

- ・し尿、生活ごみの処理
- ・仮設トイレの設置
- ・道路上の廃棄物の処理
- ・収集ルート確保
- ・処理体制の整備
- ・衛生の確保
- ・仮置場の確保、設置

< 発生直後～3日間程度 >

第2ステップ

災害発生中期対応

- ・家財等の片付けによる粗大ごみ等の発生
- ・仮置場の設置
- ・収集、処理体制の確立

< 発生後4日間～2週間程度 >

第3ステップ

災害発生後期対応

- ・解体家屋、がれきの処理
- ・仮置場の開設
- ・分別の実施
- ・処理ルート確保

< 発生後2週間以降 >

2 災害廃棄物処理に関する基本方針

2.1 処理に関する基本方針

災害廃棄物は、以下に示す基本方針に従い処理する。

①迅速な対応・処理

生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速かつ計画的な処理を行う。また、災害廃棄物の処理目標については、東日本大震災を参考として概ね次のとおりとする。

災害廃棄物の処理目標

内容	廃棄物の種類	処理目標
仮置場への移動	生活環境に支障が生じうる災害廃棄物	～6か月程度
	その他	～1年程度
中間処理・最終処分	腐敗性等がある廃棄物	速やかに処分
	木くず、コンクリートくず等でリサイクルするもの	劣化、腐敗等が生じない期間でリサイクルの需要を踏まえて設定
	その他	～3年程度

出典）東日本震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成23年5月）環境省より作成

②被災状況に応じた柔軟な対応・処理

災害による道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や災害時処理施設等への応援要請により災害廃棄物を効率的に処理する。

また、災害廃棄物の処理が収束すると、引き続き通常の清掃業務に移行するため、災害時の対応のみではなく通常業務への移行についても十分に考慮し計画的に処理を行う。また、他自治体や民間事業者と相互協力体制の構築を図るとともに広域的な処理についても検討していく。

③衛生的な処理

災害時は、被災者の一時避難、上下水道の断絶等の被害が想定され、その際に多量に発生する生活ごみやし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最重要事項として対応する。

④環境に配慮した処理

災害時においても、十分に環境に配慮し、災害廃棄物の処理を行う。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの禁止、処理施設におけるダイオキシン類対策、冷蔵庫等家電製品のフロン飛散防止対策等に配慮する。

⑤分別・リサイクルの推進

膨大に発生する災害廃棄物を極力、資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、リサイクルを推進する。

⑥安全作業の確保

災害時の清掃業務は、ごみの組成・量の違い、危険物の混入などに伴い、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保を図る。

2.2 組織体制

1 災害廃棄物処理対策組織

武豊町災害対策本部の中に災害廃棄物対策室を設置し、そこに環境班を割り当てし、その環境班内にごみ処理班とし尿処理班を配置する。(図1参照)

災害廃棄物処理は、災害発生時に行う業務であり、業務が広範にわたることから、環境課を中心に人員を動員して臨時の体制を検討する。

各担当の業務は、表1に示すとおりである。

図1 災害廃棄物処理対策組織図

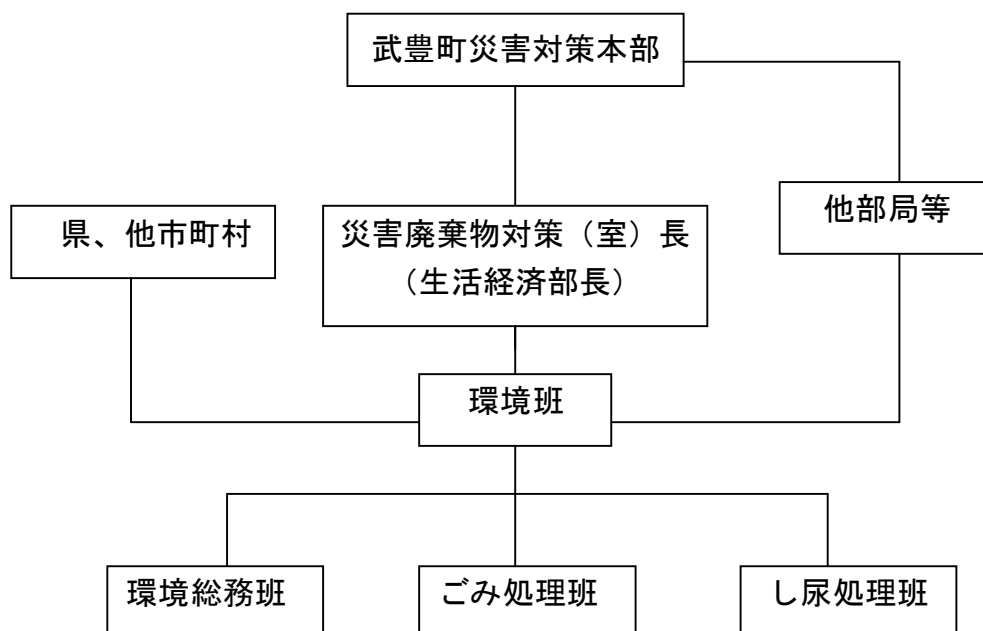


表1 災害廃棄物処理対策室業務概要

班名	担当名	業務名	業務概要
環境班	環境総務班	総務・情報収集・連絡・調整・計画業務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の全体の進行管理と調整 ・環境班の参集状況の確認、人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・処理施設の状況確認 ・県、他市町村及び関係団体等との連絡 ・支援の要請や受け入れのための連絡調整 ・災害廃棄物の発生量推計 ・災害廃棄物処理実施計画策定 ・災害廃棄物の区分・処理方法についての住民への広報・指導・相談 ・災害廃棄物の再利用・再資源化・中間処理・最終処分 ・災害廃棄物の民間委託処理業者に対する委託調書 ・解体撤去申請受付、事務
	ごみ処理班	ごみ収集・運搬業務	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び一般家庭等から排出されるごみの収集 ・処理施設への運搬
		仮置場業務	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の開設 ・仮置場での分別区分整理・指導
し尿処理班	し尿収集・運搬業務	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレや一般家庭等からのし尿の収集 ・処理施設への運搬 ・仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画(防災交通課所管) ・防疫活動 	

*災害時は、臨時体制により人員配置を行う。

2.3 災害発生時の連絡方法

(1) 災害対策本部との連絡

災害廃棄物の処理に関する町の災害対策本部への報告及び災害対策本部からの情報は、環境総務班に連絡担当者をおいて行う。

(2) 県との連絡

環境総務班の連絡担当者は災害発生後直ちに所管事務所及び愛知県環境部資源循環推進課と情報交換等を行う。また、ごみ処理計画担当及びし尿処理計画担当を通じて、ごみ及びし尿処理施設の被害状況を把握し、所管事務所を通じて愛知県環境部資源循環推進課に報告する。

(3) 隣市町村との連絡

環境総務班の連絡担当者は、近隣の市町村の清掃連絡部署と連絡をとり、情報交換を行う。

(4) 庁内関係部署との連絡

環境総務班の連絡担当者は、災害廃棄物の処理を進める上で必要な事項について、災害対策本部及び各担当部署と連絡をとり、情報交換及び対策の調整を行う。

(5) 関係団体、廃棄物処理業者との連絡

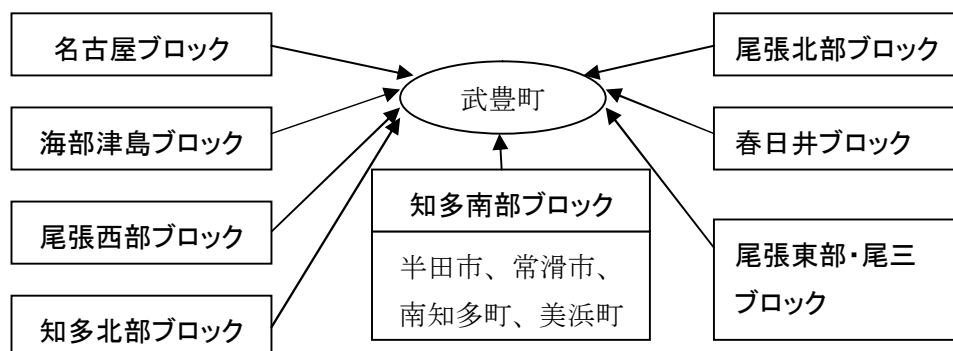
環境総務班は、応援協定を締結している関係団体との連絡をとり、情報交換及び対策の調整を行う。廃棄物処理業者との情報交換及び連絡調整は各担当において行う。

2.4 支援の要請と受け入れ方法

支援の要請及び受け入れの連絡調整は、環境総務班が窓口になり行う。

環境総務班は、各班から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、災害対策本部に報告する。災害対策本部は、地域防災計画の応援要請計画に基づき応援要請を行うこととなる。

なお、愛知県災害廃棄物処理計画にある「ごみ焼却処理広域化計画(平成10年10月 愛知県環境部廃棄物対策課)」の広域化ブロック内での連携による処理・対策をまず実施した上で、比較的被災の程度が小さい他広域化ブロックの市町村に対して応援要請を行うこととする。



現在締結されている他の市町村等との相互援助協定は、次のとおりである。

(1) 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定(県内全市町村と全一部事務組合)

平成26年1月に県内全市町村と全一部事務組合の間で締結している災害時の一般廃棄物処理業務の相互援助協定。具体的には災害の発生に起因して、し尿またはごみの処理・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したときに相互応援を行うもの。

(2) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定(武豊町と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会が締結)

平成17年4月に愛知県と(社)愛知県産業廃棄物協会が締結した協定で、災害時における災害廃棄物の収集・運搬及び処分について産業廃棄物処理業者の団体である(社)愛知県産業廃棄物協会に県が市町村からの要請を受けて協力要請を行うもの。

(4) 災害時等における廃棄物の処理等に関する協定(愛知県と愛知県衛生事業協同組合が締結)

平成17年4月に愛知県と愛知県衛生事業協同組合が締結した協定で、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び災害廃棄物の収集・運搬及び処分について一般廃棄物処理業者の団体である愛知県衛生事業協同組合に県が市町村からの要請を受けて協力要請を行うもの。

(5) 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定(愛知県と愛知県フロン回収・処理推進協議会が締結)

平成17年4月に愛知県と愛知県フロン回収・処理推進協議会が締結した協定で、被災地で廃棄される冷凍空調機器等についてフロン類を回収するにあたり業界団体である愛知県フロン回収・処理推進協議会に県が市町村からの要請を受けて協力要請を行うもの。

2.5 住民等への広報

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、粗大ごみや生活ごみを含めた災害廃棄物の処理に関する情報を関係者、住民に周知するために次の内容の広報を行う。

広報方法は、防災行政無線、広報誌、貼り紙、広報宣伝車、町内会連絡文書、町ホームページやメールサービスを含むインターネット等を同時に利用して周知徹底を図る。

広報、周知の内容は以下のとおり

<ごみ関係>

- ①災害ごみ、生活ごみ等の排出方法
- ②収集時期及び収集期間、収集日時、収集場所
- ③災害廃棄物の処理方法(解体廃棄物の処理及び申請方法を含む)
- ④適正処理困難物の排出方法
- ⑤仮置場の場所及び設置状況
- ⑥不法投棄、不法放置(便乗ごみ)及び野焼きの禁止の徹底

<し尿関係>

- ①収集方法(し尿、浄化槽)、体制
- ②仮設トイレの設置場所、設置状況
- ③仮設トイレの使用上の注意及び維持管理等

<その他>

- ①ボランティアの支援依頼方法
- ②問合せ窓口

3 災害廃棄物の処理について

3.1 損壊建物の撤去・処理等

1 基本方針

大規模な地震発生により建物等の損壊・破損・焼失、窓ガラス・屋根瓦等の落下物、倒木・自動販売機などによりがれきが大量に発生する。また、損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材・コンクリート塊・鉄筋等のがれきも長期にわたり大量に排出される。これらのがれきを速やかに被災地から撤去し、再利用、焼却、埋立等の処理を行う必要がある。

【原則】

災害時の損壊建物の撤去、処理については、自己処理が原則となる。ただし、大規模災害時は国庫補助対象となり、市町村の災害廃棄物処理事業として実施される場合もあるため、国庫補助に係る国の動向を踏まえ、国庫補助申請に係る県の担当者と連絡調整を図る。

【分別基準】

災害廃棄物の処理の効率化、リサイクルの向上のため、

- ①可燃物(紙、畳、プラスチック、布団等)
- ②不燃物(瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、ボード等)
- ③柱角材(柱、板、竹等)
- ④コンクリート(30cm程度以下)
- ⑤金属(鉄筋、鉄骨、サッシ、トタン等)
- ⑥分別土砂(土砂、石)

の6区分に分別する。このため解体撤去時から分別の徹底を図る。

【仮置場】

災害廃棄物の再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するための仮置場を確保し、運用する。

【再利用・再資源化の推進】

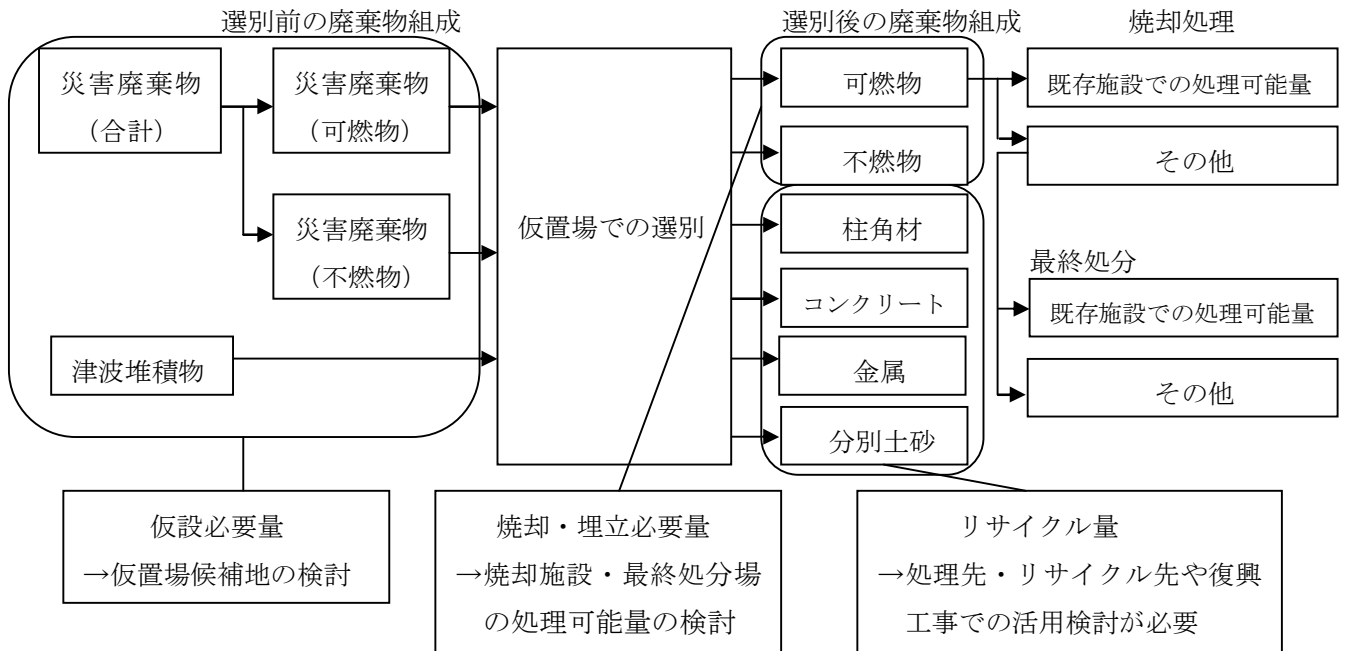
仮置場での分別を徹底することや、民間の再資源化施設を活用することで、災害廃棄物の再利用・再資源化を可能な限り推進し、最終処分の削減を図る。

2 災害廃棄物等の発生量の推計

(1) 発生量推計の概要

発生量推計の目的

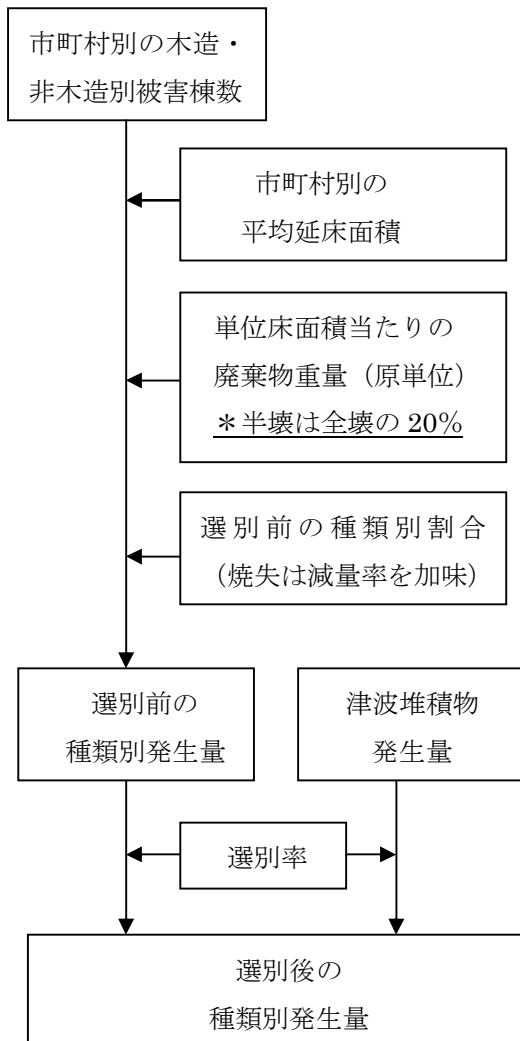
○発災前に、選別前・選別後の災害廃棄物等発生量を推計することにより、一時的に仮置き、選別を行うための仮置場の必要面積や、選別後の焼却・埋立等が必要となる量を想定し、災害廃棄物処理計画の基礎データとする。



<災害廃棄物発生量の推計>

○「平成 23 年度～平成 25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」の過去地震最大モデルにおける被害棟数等をベースに、環境省の災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月)に基づき、全壊・焼失、半壊及び床上浸水/床下浸水に係る災害廃棄物発生量を推計。

(2)災害廃棄物発生量の推計方法①～全壊・半壊・焼失・津波堆積物～



単位床面積当たりの廃棄物重量【県防災局報告書 (平成 26 年)】

原単位 (t/m ²)		
木造	可燃物	0.194
	不燃物	0.502
非木造	可燃物	0.100
	不燃物	0.810

選別前の種類別割合【厚生省報告書 (平成 10 年)】

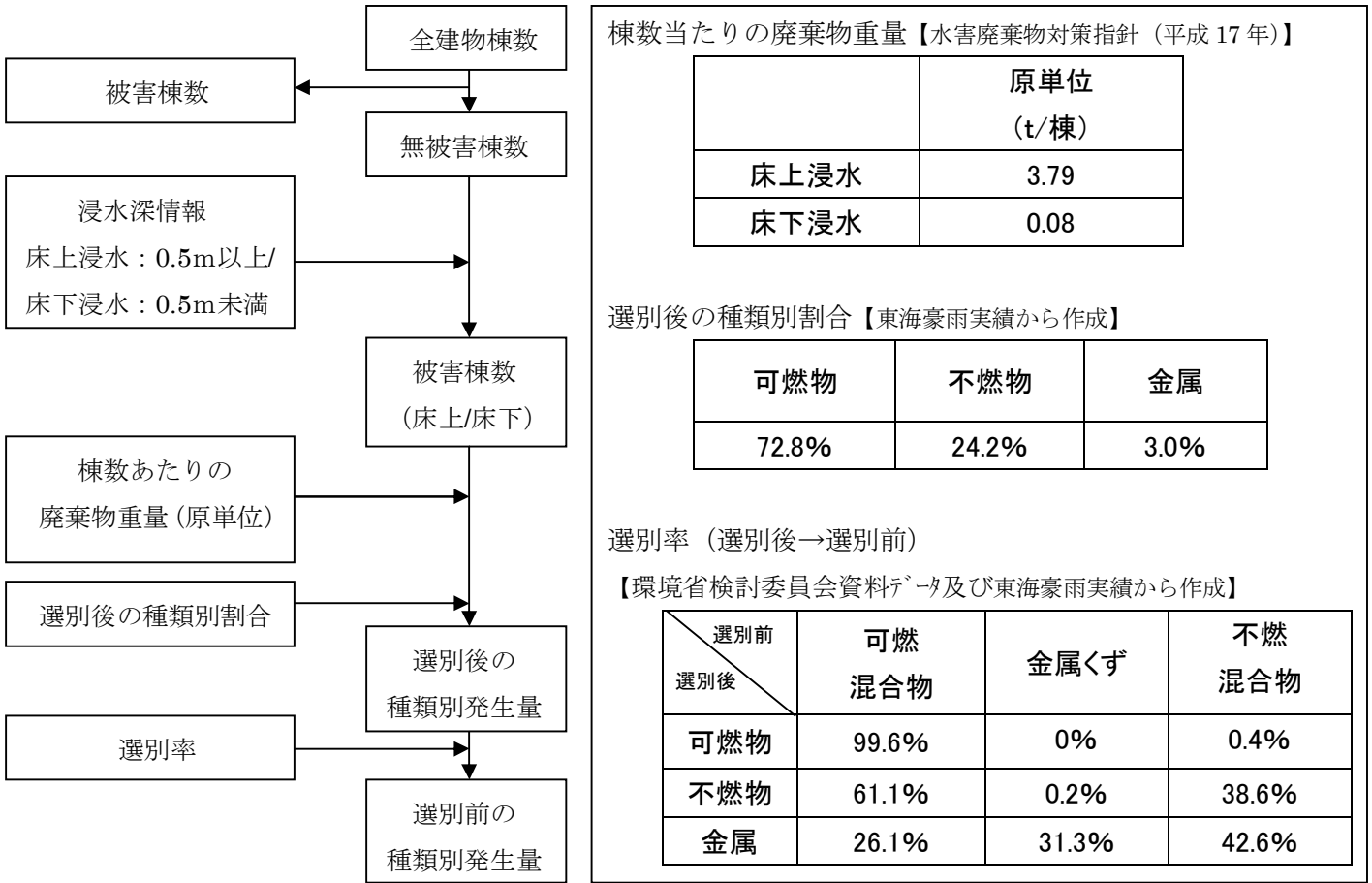
		可燃混合物	コンクリートがら	金属くず	不燃混合物
木造	可燃物	100%	-	-	-
	不燃物	-	43.9%	3.1%	53.0%
非木造	可燃物	100%	-	-	-
	不燃物	-	94.9%	4.9%	0.2%
減量率		99.6%	4.8%	0%	17.4%

選別率 (選別前→選別後)【環境省検討委員会資料データから作成】

選別後 選別前	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂
可燃混合物	69.1% (71.3%)	14.1% (14.5%)	8.4% (8.7%)	4.6% (4.7%)	0.7% (0.8%)	3.1% (-)
コンクリートがら	0% (0%)	4.2% (4.4%)	0% (0%)	91.7% (95.4%)	0.2% (0.2%)	4.0% (-)
金属くず	0% (0%)	5.4% (5.5%)	0% (0%)	0% (0%)	93.2% (94.5%)	1.4% (-)
不燃混合物	2.1% (2.8%)	64.0% (84.3%)	0% (0%)	1.1% (1.4%)	8.8% (11.5%)	24.1% (-)
津波堆積物	0.9%	2.4%	0%	2.2%	0.3%	94.1%

上段：津波被害あり 下段：津波被害なし又は極めて小さい

(3)災害廃棄物発生量の推計方法②～床上浸水／床下浸水～



(4)災害廃棄物発生量推計値

単位：トン

合計	選別前				
	災害廃棄物			津波堆積物	
	可燃物	不燃物			
154,906	140,194	28,393	111,802	14,711	
選別後					
可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂
20,609	33,241	2,389	63,753	7,784	27,129

3 焼却施設・最終処分場における処理可能量の推計方法

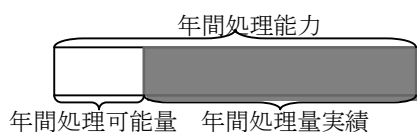
焼却施設 焼却施設の処理可能量＝（日処理能力※×年間稼働可能日数－年間処理量実績）の3年間合計
 ※1年目は、被害予測結果による施設の被災状況を考慮し、稼働率の低下を想定。

【被害予測条件】

被災状況	支障期間	稼働低下率	年間稼働率
震度6弱	1ヶ月	35%	97%
震度6強以上	4ヶ月	63%	79%
津波1m以上	4ヶ月	63%	79%

※環境省 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて中間とりまとめ

日処理能力 (t/日)	組合設置施設に対して実施した調査結果に基づく1日あたりの処理可能量
年間稼働可能日数 (日/年)	組合設置施設に対して実施した調査結果に基づく年間稼働可能日数
年間処理量実績 (t/年)	平成25年度の年間処理実績



施設	常滑武豊衛生組合 クリーンセンター常武【焼却施設】	
処理能力	実績を考慮した能力	
	1号炉	60t×305日＝18,300t/年
	2号炉	60t×305日＝18,300t/年
	合計	36,600t/年×0.4※＝14,640t/年
処理理想量	災害廃棄物可燃物理想量	20,609t ①
災害廃棄物 処理可能量	被災率を考慮した処理能力(武豊町分)	
	1年目	14,200t/年
	2年目以降	14,640t/年
	災害廃棄物処理可能量(武豊町分)	
	1年目	1,944t/年
	2年目	2,382t/年
	3年目	2,382t/年
	合計	6,708t/3年 ②
災害廃棄物残量	発災3年後の災害廃棄物残量	13,901t ①－②

※常滑市と本町の廃棄物搬入割合がほぼ6:4であることより、本町分を按分

●平成34年4月に開設予定の知多南部広域環境センターが稼働した場合、常滑武豊衛生組合 クリーンセンター常武は、廃炉予定であることから災害廃棄物の処理はできなくなる。

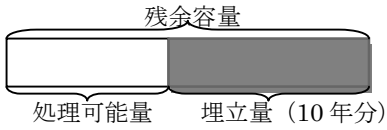
知多南部広域環境センターでの災害廃棄物の可能処理量は、8t/日であり、それを半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町で災害廃棄物発生量推計を基に市町割り当てし、武豊町は、1.1t/日となる見込みである。

最終処分場

$$\text{処理可能量} = \text{残余容量} - (\text{年間埋立実績} \times 10 \text{年})$$

※各主体の次期処分場の整備期間を10年と想定。

残余容量(m ³)	平成25年度末の残余容量
年間埋立実績(m ³)	平成25年度の年間埋立量



施設	武豊町一般廃棄物最終処分場	
埋立容量	残余容量 (平成27年度末)	11,298t (7,634 m ³)
最終処分想定量	生活ごみ・避難所ごみ等 最終処分想定量 (平成27年度実績)	238t/年 ①
	災害廃棄物不燃物想定量	24,462t ②
	災害廃棄物可燃物焼却残渣想定量	(アセックへ搬入)
災害廃棄物 最終処分可能量	災害廃棄物最終処分可能量	6,424t ③
災害廃棄物残量	発災3年後の災害廃棄物残量 = ② - (① × 3) - ③	17,324t

4 仮置場の必要面積

(1) 必要面積推計の概要

必要面積の考え方

【環境省指針 技術資料を参考に設定】

必要面積 = (①保管面積 + ②作業スペース) / 2

①保管面積 = 発生量 ÷ 比重 ÷ 高さ

比重：可燃物 0.55、不燃物 1.48、津波堆積物 1.28

高さ：災害廃棄物 5m、津波堆積物 10mまたは5m

②作業スペース = ①保管面積 × 2 / 3

※仮設処理施設等を設置する場合には、別途面積を確保する必要がある。

(2) 仮置場必要面積推計値

災害廃棄物等発生量(t)			容積(m ³)【発生量 ÷ 比重】		
可燃物 (選別前)	不燃物 (選別前)	津波堆積物	可燃物 (選別前)	不燃物 (選別前)	津波堆積物
①	②	③	④(①/0.55)	⑤(②/1.48)	⑥(③/1.28)
28,393	111,802	14,711	51,623	75,542	11,493
【参考】津波堆積物 保管高さ10m(m ²)			津波堆積物 保管高さ5m(m ²)		
保管面積	作業スペース 保管面積の 2/3	必要面積(保管 面積+作業ス ペース) ÷ 2	保管面積	作業スペース 保管面積の 2/3	必要面積(保管 面積+作業ス ペース) ÷ 2
⑦(④+⑤)/5+ ⑥/10	⑧(⑦ × 2/3)	(⑦+⑧)/2	⑦(④+⑤)/5+ ⑥/5	⑧(⑦ × 2/3)	(⑦+⑧)/2
26,582	17,722	22,152	27,732	18,488	23,110

※1 比重は、災害廃棄物(可燃) 0.55t/m³、災害廃棄物(不燃) 1.48t/m³、津波堆積物 1.28t/m³を想定。

※2 災害廃棄物を順次処理していくことを考慮し、必要面積は保管面積及び作業に必要な面積の50%とする。

※3 火災等の影響を考慮し、積上げ高さは5m以下とする。

5 災害廃棄物処理計画

(1) 仮置場の配置と運営管理

① 仮置場の配置

ア 仮置場の選定

仮置場は、一次仮置場と二次仮置場の2タイプを設置する。

種類	利用方法等
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・集積場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管する場所とする。 ・二次仮置場への積み替え拠点及び前処理のための一定の敷地が必要であり、災害規模に応じて複数箇所設置することを想定する。 ・ダンプトラックなどの搬入が予想されるため、出入り口を確保する。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・集積場または一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を集積し、広域処理等も見据えた中間処理(焼却・破碎等)あるいは再資源化処理等を行う場所とする。 ・一次仮置場よりも敷地面積や出入り口を広く確保できる場所とする。 ・幹線道路からのアクセスがよく、広い搬出入道路が確保できる場所とする ・海上輸送をする場合は積出基地(大型船が接岸できる岸壁)の近くとする。 ・状況により焼却施設や破碎施設を設置することから、被災者の生活圏から一定距離があり、環境への影響が少ない場所とする。 ・最低限の設備(電気、水道等)が設置されている場所とする。

仮置場は、まず町民の避難場所及び仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、災害廃棄物の発生状況から必要と判断される場所(必要面積を、公共用地を中心として計画的に選定、確保するものとするが、民間の施設(廃棄物(ごみ)処理施設など)の活用も検討する。

なお、避難場所及び仮設住宅建設場所であっても、復旧に伴って避難場所や仮設住宅が閉鎖され、仮置場として使用できる

イ 仮置場選定基準

<災害廃棄物仮置場の選定要件>

- 災害廃棄物の搬入・搬出車両や作業用重機の通行が比較的容易な道路を有すること。
- 仮置き又は処理・処理時の環境汚染対策が行いやすい地形・地質などの立地条件を有すること。
- 仮置場の重機による廃棄物の積み上げや選別作業時や仮設処理施設の稼働時の騒音、粉じんなどの発生により、近隣住民などの生活環境が著しく悪化しないよう十分な距離を有すること。
- 水源や病院、学校等に近隣していないこと。
- 中長期の使用ができること。(東日本大震災の例をとり最長3年間と想定)

ウ 仮置場選定方法

上記選定基準を勘案し、仮置場には次のような施設・用地の利用を検討する。

＜仮置場候補地＞

- 1) 既存廃棄物処分場
- 2) グラウンドなどのスポーツ施設
- 3) 公園
- 4) 公共公益施設建設予定地等の未利用地
- 5) その他民有地

エ 仮置場候補地の確保

本町で発生する災害廃棄物を処理するために、23,110 m²以上の仮置場の確保が必要である。候補地は、国、愛知県又は本町所有の公有地から選定することを基本とした上で、必要に応じて公有地以外の民有地の選定も行い、仮置場候補地台帳を作成していく。

・公有地

未利用の公園やグラウンド、港湾施設等の愛知県又は本町所有の公有地が考えられる。初動期に自衛隊や警察等が使用する公有地についても、その後仮置場として利用できる可能性がある。

・未利用農地

未利用農地の借り上げが考えられる。ただし、土壌汚染等、返却後に支障を及ぼさないよう、必要な対策を講じる。

・山林

山間部は広いスペースが確保できないが、緊急の必要性が生じた場合検討する。ただし、水源や自然環境、史跡・名所等の保護に支障がでないよう留意する。

・工業地帯

工場及びその予定地は、広いスペースの確保が可能となることから、緊急の必要があるときは、事業者等に協力を求める。

② 管理・運営

ア 仮置場の借り上げ

町有地以外の公有地又は民有地を仮置場とする際は、平常時に貸与・返却時のルールを土地所有者又は管理者と協議する。返却時には、土壌分析を実施するなど、土地の安全性を確保する。

イ 運営に必要な設備

災害廃棄物の飛散及び地下浸透対策並びに安全対策を適切に実施する。仮置場業務を的確に実施するための管理棟、トラックスケール、タイヤ洗浄施設その他の必要な設備の設置、展開検査を実施できる場所、処理困難物保管場所を確保する。

ウ 運営に必要な物品

災害時には、資機材、備品、燃料等の入手が困難となるおそれがあることから、仮置場の設置・運営に必要な資機材、燃料や備品などを速やかに確保する。また、

作業員の安全を確保するためのヘルメット、安全靴、防塵マスク、保護メガネ等を確保する。

常備が必要な資材については、備品を貯蔵するための場所を確保する。常備が困難な資材の場合は、これらの資機材を確保する手段を検討する。

エ 人員・設備の確保

仮置場の運営に必要な人員・設備を確保するため、協定締結機関と連携し業務遂行能力がある廃棄物処理業者等と速やかに委託契約を締結する。

オ 管理・運営

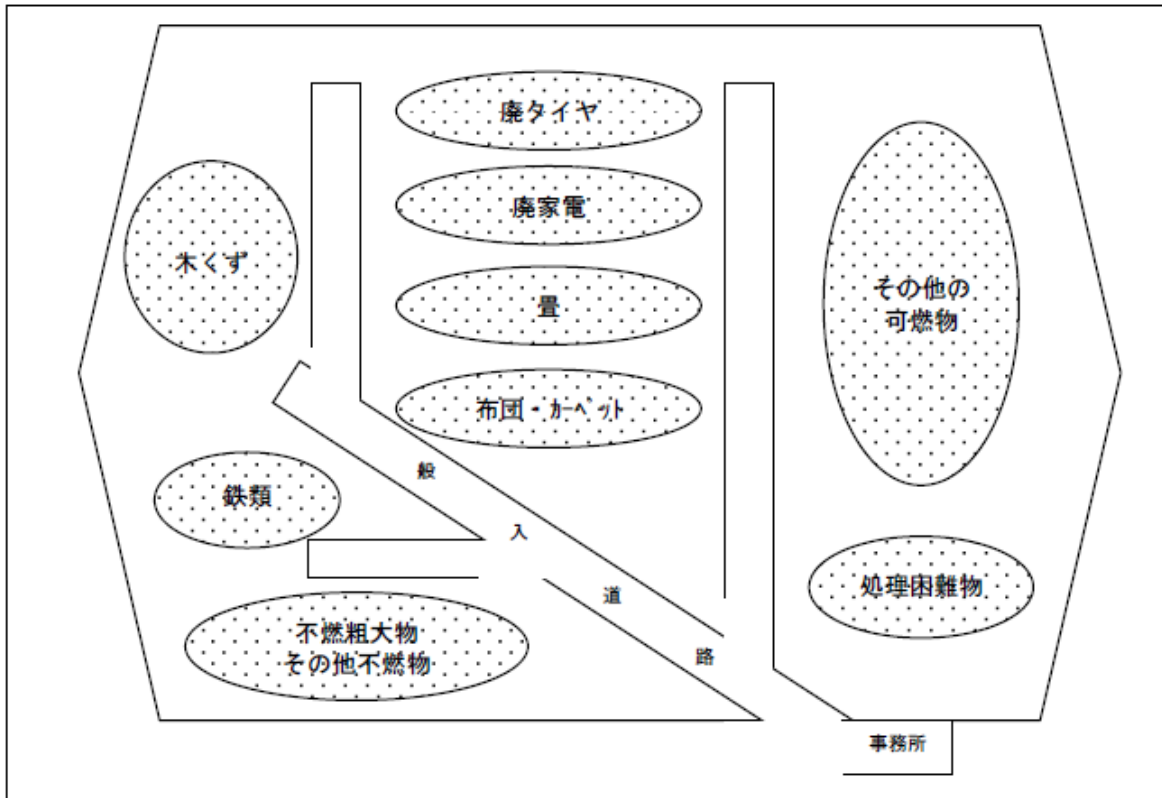
指揮・命令系統を整備するとともに、役割分担を明確にして迅速に仮置場を設置し、安全に運用する。

火災の発生、悪臭や粉じんの発生による生活環境の影響などが懸念されることから、仮置場における周辺環境の保全に配慮した安全かつ適切な運用を行う。

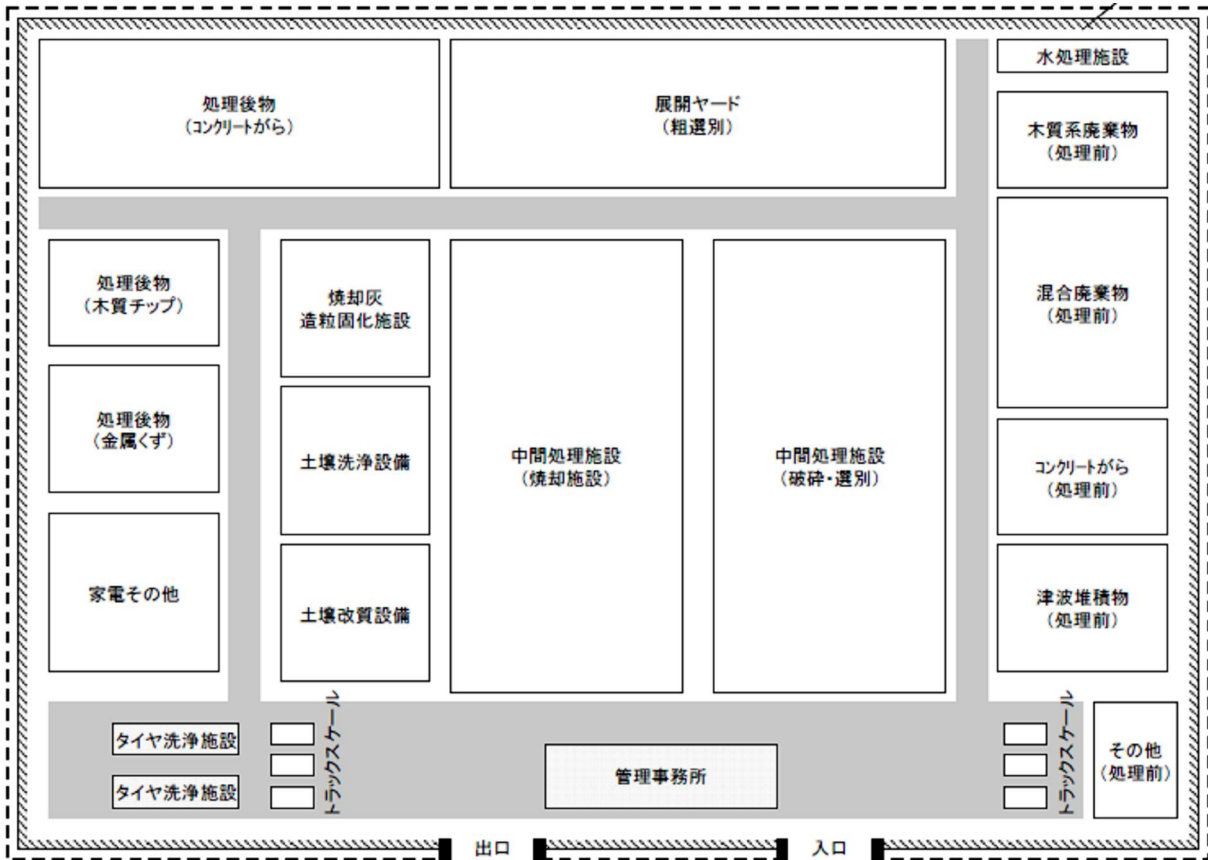
仮置場における管理事項

管理事項	内容
搬入・搬出管理	<ul style="list-style-type: none"> ・各仮置場における災害廃棄物受入量を平準化するため、災害廃棄物発生量と仮置場有効面積などを考慮し、仮置場ごとの対象地域を決定する。 ・あらかじめ仮置場周辺の道路状況を把握し適切な指定運搬路、搬出入車両の出入り等のルールを定める。道路障害物等の除去等、緊急性が高い搬入車両については、状況に応じて優先して搬入できるよう処置を講じる。 ・持ち込み及び持ち出される災害廃棄物の収集車両、搬入者、搬入量をトラックスケールにより計測し記録する。 ・搬出の際はタイヤ洗浄施設により運搬車両を洗浄する。
分別	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場内での分別が徹底されていることを確認する。
処理困難物等の除去	<ul style="list-style-type: none"> ・展開検査の実施などにより、災害廃棄物の円滑な処理に支障となる有害物・処理困難物、腐敗性廃棄物、貴重品・思い出の品を除去する。
保管管理	<ul style="list-style-type: none"> ・分別後の災害廃棄物を予め定めた場内の保管場所へ運搬する。
保管状況	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定めた仮置場のレイアウト図に基づき設置された保管場所へ品目ごとに保管する。保管に当たっては、必要な火災の未然防止措置(災害廃棄物の積み上げ高さの制限(5mまで)、散水の実施、堆積物の切り返し、ガス抜管の設置)を実施する。 ・風が強い日などは、飛散防止ネットやブルーシート等の設置、適宜散水を実施する。 ・悪臭や害虫が発生し、かつ速やかな中間処理ができない場合には、消臭剤や脱臭剤の散布、シート養生等の対策を講じる。 ・仮置場での保管が適正に実施されているかを定期的に監視・モニタリングし、実施できていないと認められる場合は、速やかに是正する。
火災防止・環境保全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な監視・モニタリングにより、危険物(ガスボンベ、ライター、ガソリン、灯油、タイヤ等の可燃物、バッテリー、電池、これらを搭載する小型家電製品など)を取り除く。 ・定期的な温度監視(目安 80℃)、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定等を実施する。点検の結果、異常が見受けられる場合は、火災発生が疑われることから、適切な火災防止措置を実施する。 ・火災が発生した場合は、即座に消防署へ通報し迅速な消火活動を行う。
環境モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に環境モニタリングを実施する。モニタリング実施場所やその項目、方法、頻度等を予め検討する。

一次仮置場レイアウト例

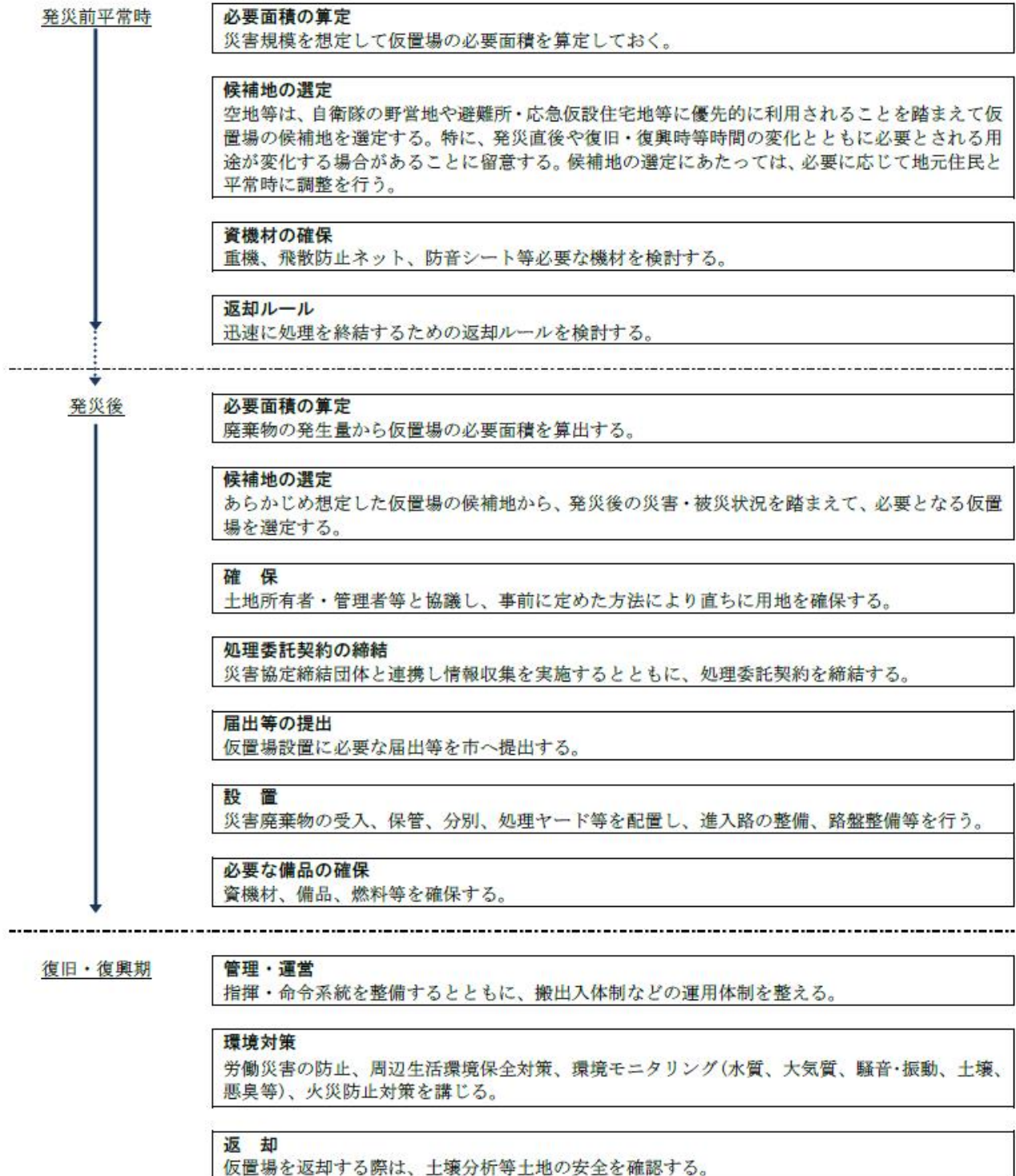


二次仮置場レイアウト例



出典) 災害廃棄物対策指針 技術資料 (平成 26 年 3 月) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

仮置場設置フロー



(2) 処理能力の確保

① 処理施設の能力

本町の所有する廃棄物処理施設の能力は、次のとおりである。(平成27年度末現在)

ア ごみ焼却施設

名称	クリーンセンター常武
所在地	武豊町字壱町田27番地
施設規模	150t/24h(75t/24×2基)
形式	連続燃焼式機械炉

イ 粗大ごみ処理施設

名称	クリーンセンター常武
所在地	武豊町字壱町田27番地
施設規模	25t/5h
形式	回転式横断型破碎機

ウ 最終処分場

名称	武豊町一般廃棄物最終処分場
所在地	武豊町字壱町田273番地
埋立地面積(m ²)	12,647m ²
全体面積(m ³)	65,500m ³
残余容量(m ³)	6,649m ³

(注)残余容量は、平成27年3月末現在のものであり、覆土を含んでいる。

② 災害時の処理対策

1) 分別・処理・再生利用体制

最終処分量を削減するため、災害廃棄物等の再生利用を推進する。排出時の分別を図り、その後の選別を迅速に行うとともに、種類ごとの処理方法に留意して災害廃棄物を適正に処理・再生利用する。災害廃棄物の分別方法については、リサイクル施設や焼却施設の受入基準等を勘案して定める。

2) 分別・処理・再生利用方法と留意点

災害発生後は、様々な災害廃棄物が排出されることが予想されることから、「災害廃棄物対策指針(平成26年3月)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部」に基づき対応をする。

3) 周辺環境対策

仮置場に臨時の緊急処理施設を設置する場合は、広さや周辺の立地条件等を考慮し、設置する種類・能力について検討を行うとともに、騒音、振動等による周辺環境への影響に配慮する。

(3)解体撤去の指針

①解体撤去作業の進め方

解体業者は町の定めた解体順序に従って解体作業を行う。解体撤去にあたっては、所有者の立会いを原則とする。

②解体撤去時の分別

がれきの処理の効率化、リサイクルの向上を図るため、解体撤去時は次に示す分別区分に従って分別し、搬出車両に搭載する。極力分別を行い、混合廃棄物の発生量を最小限に抑える。

- ①-1 可燃物(紙、プラスチック等)
 - 2 大型可燃物(畳、布団等)
- ②-1 不燃物(瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、ボード等)
 - 2 廃家電
 - 3 処理困難物(ボンベ、バイク等)
- ③ 柱角材(柱、板、竹等)
- ④ 金属(鉄筋、鉄骨、サッシ、トタン等)
- ⑤ コンクリート、石、土砂

③解体撤去時の周辺環境対策

解体撤去時は周辺環境に及ぼす影響を最小限にするよう、次の事項を配慮し、対策を講じる。

- 解体時の騒音、振動の抑制に配慮する。
- 解体時の粉じんの発生を最小限に抑える。
- アスベストを使用した建築物の解体撤去の際は「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省環境管理局大気環境課平成13年3月)等に準じて、アスベストの飛散防止措置を講じる。

(4)搬出・運搬の指針

①搬出・運搬時の分別の保持

解体時に分別されたものは、その分別を保って搬出し、分別区分ごとに定められた仮置場へ搬入する。分別が不十分なものは、仮置場への搬入を認めないので、分別区分に従って積載する。

②指定運搬ルートへの遵守

町が解体家屋の存在する地区ごとに仮置場までの搬入ルートを定め、これを遵守して運搬する。

③搬出・運搬時の廃棄物の飛散、落下の防止

運搬中に廃棄物が落下、飛散しないように配慮して積載する。必要に応じて荷台に幌、シートをかぶせ、運搬中の飛散、落下を防止する。

④仮置場での搬入指示の遵守

仮置場入り口及び場内では搬入車両向けに掲示された指示などに従って搬入する。

⑤搬出・運搬時の周辺環境対策

アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」(厚生省水道環境部産業廃棄物対策室

監修、昭和63年7月)等に従って、他の廃棄物と混合するおそれのないように、区分密閉、飛散防止措置を講じ、適正な搬出・運搬を行う。

(5) 仮置場の運用計画

① 仮置場への受け入れ条件

- ・ 仮置場に受け入れる廃棄物は、町の事業として解体撤去した建物から発生する廃棄物に限る。それ以外の廃棄物に関しては本町の許可を得ること。
- ・ アスベストを含む解体材は、原則、仮置場に一時保管の受け入れを行わない。
- ・ 仮置場入り口で町で発行する搬入許可証の提示を求め、町の発注により解体撤去したものであることを確認した上で搬入を認める。
- ・ 搬入許可証の提示がないなど、発生現場が不明確な場合は搬入を認めない。
- ・ 分別がされていない、あるいは分別が不十分な場合は搬入を認めない。これら分別がされていない、あるいは分別が不十分な廃棄物は再度分別を要請する。

② 仮置場での分別保管

- ・ 仮置場内に分別区分ごとの受け入れ区域を設定し、受け入れる。

③ 仮置場での搬入・搬出管理

- ・ 各仮置場では日報を作成し、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、中間処理量、搬出量等を記録する。
- ・ 受付では各搬入車両の書類確認、積載物のチェックを行う。

④ 仮置場での安全保管対策

- ・ 仮置場での廃棄物の積み上げ高さは5 m以下とする。積み上げる際は重機を用いて廃棄物を安定させ、崩落を防ぐ。
- ・ 柱角材及び可燃物の仮保管は、火災が発生しないよう適切な対策を講じるとともに、仮置場には消火器等を設置する。

⑤ 搬入時の車両の誘導

- ・ 仮置場の入り口及び場内に場内ルートを示す地図及び標識を掲示するなどにより、搬入車両の円滑な動きを誘導する。
- ・ 円滑な搬入を図るため、必要に応じて仮置場に車両誘導員を配置する

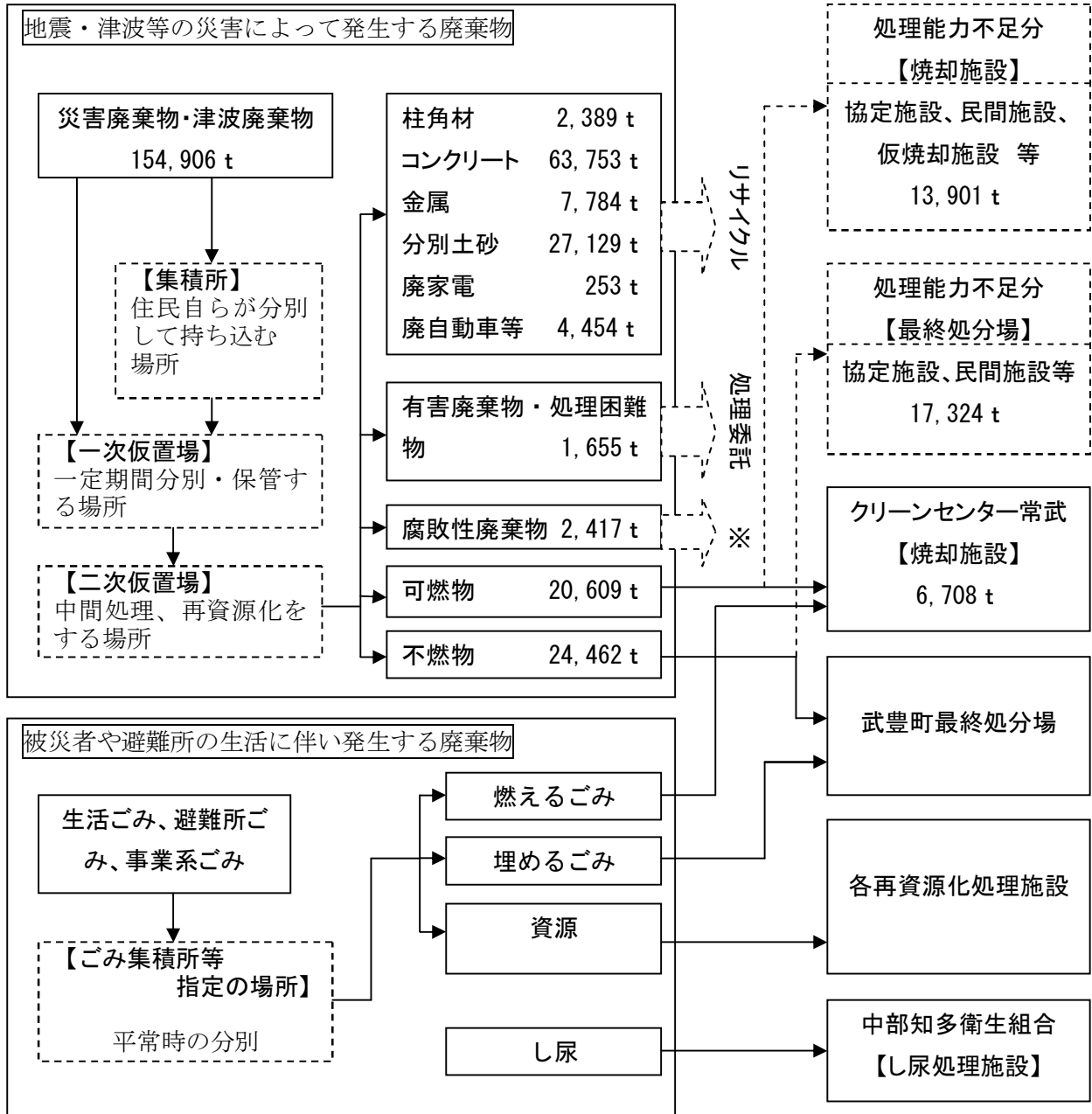
⑥ 周辺環境対策

- ・ 仮置場における作業が周辺環境へ影響を及ぼすことを防止するため、必要に応じて周囲に飛散防止ネット・防音シートの設置を行う。
- ・ 仮置場入り口周辺で車両が渋滞する場合は、騒音や排気ガスによる周辺住民への影響を防止するよう適切な対策を講じる。
- ・ 廃棄物の積み降ろし及び積み上げの際に粉じんの発生が著しい場合は、散水により粉じんの飛散を抑制する。場合によっては臭気対策として、消臭剤の散布を行う。また、降水時の排水への対応を行う。
- ・ 仮置場での作業は、立地環境等に十分注意し、振動、騒音等による周辺への環境を考慮して、深夜、早朝の作業は極力控えるなどの対策を図る。
- ・ やむを得ず仮置場にアスベストを含む解体材を受け入れる際には、適切な梱包を行い飛散防止に努める。

(6) 再利用・再資源化施設、処理施設、処分場への輸送手段

仮置場から再利用・再資源化施設、処理施設及び処分場への廃棄物の輸送は、町又は委託業者の所有する車両により輸送する。

災害廃棄物処理の流れ



※原則管理者が処分

(不燃物 33,241tのうち、廃家電 0.76%、廃自動車等 13.40%、有害廃棄物・処理困難物 4.98%、腐敗性廃棄物 7.27%とする。)

3. 2 家庭ごみ、粗大ごみの処理

1 基本方針

(1) 家庭ごみ

平常時の収集・処理体制を基本として、町と委託業者が収集を行い次の方法で処理する。

- ①施設損壊や、停電、断水等により施設が稼動不能の場合には、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、他の市町村等に処理の応援を要請する。平常時の排出・収集が可能な地域と道路の不通や渋滞等により収集効率が低下する地域がある場合や排出場所、排出日時の被害状況に応じて頻度の変更・指定をする等の検討を行う。
- ②ごみの分別区分は平常時と同様とする。ただし、資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）の回収は、災害発生直後の応急時はその重要度を考慮して、可燃ごみの回収を優先的に行うための一時的な回収の休止や区分の変更も検討する。道路の不通や渋滞等により収集効率が低下する場合は、優先的に処理する必要がある生ごみ等の可燃ごみ以外の不燃ごみ、粗大ごみを各家庭で一時的に保管し、町の処理方針に応じて排出するよう、住民に協力を呼びかける。

(2) 粗大ごみ

被害状況に応じて、収集方法の変更を検討し次の方法で処理する。

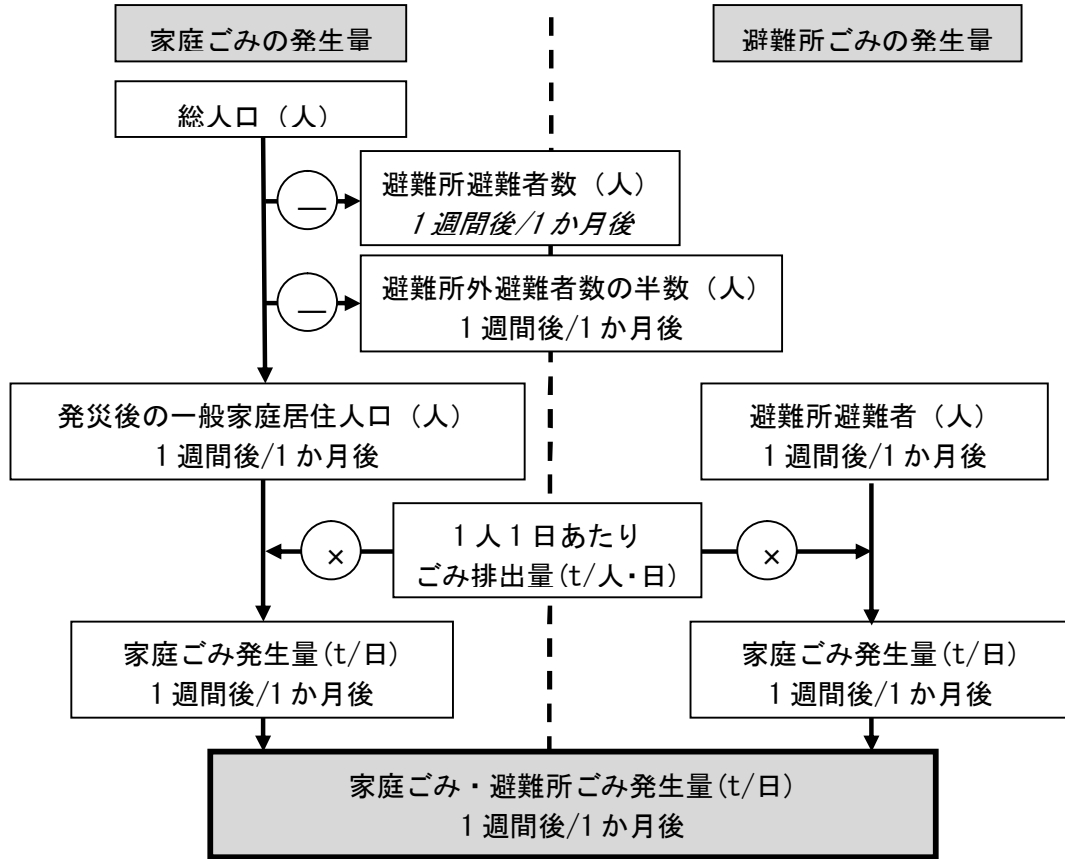
- ①施設損壊や、停電、断水等により施設が稼動不能の場合には、その損壊の程度と復旧に見通しを考慮して、一時保管あるいは、他の市町村等に、処理の応援を要請する。
- ②粗大ごみは、災害発生後一時的に排出が増大すると予想されるため、被災地域での現行の収集の変更や、被災程度の違いにより、収集頻度など地域別に異なった対応をとることを検討する。
- ③家屋の解体に先立って排出されるものは、1次仮置場を指定する。
- ④住民が直接処理施設に搬入することも原則受け付ける。

(3) 事業ごみ

- ①事業ごみについては、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする

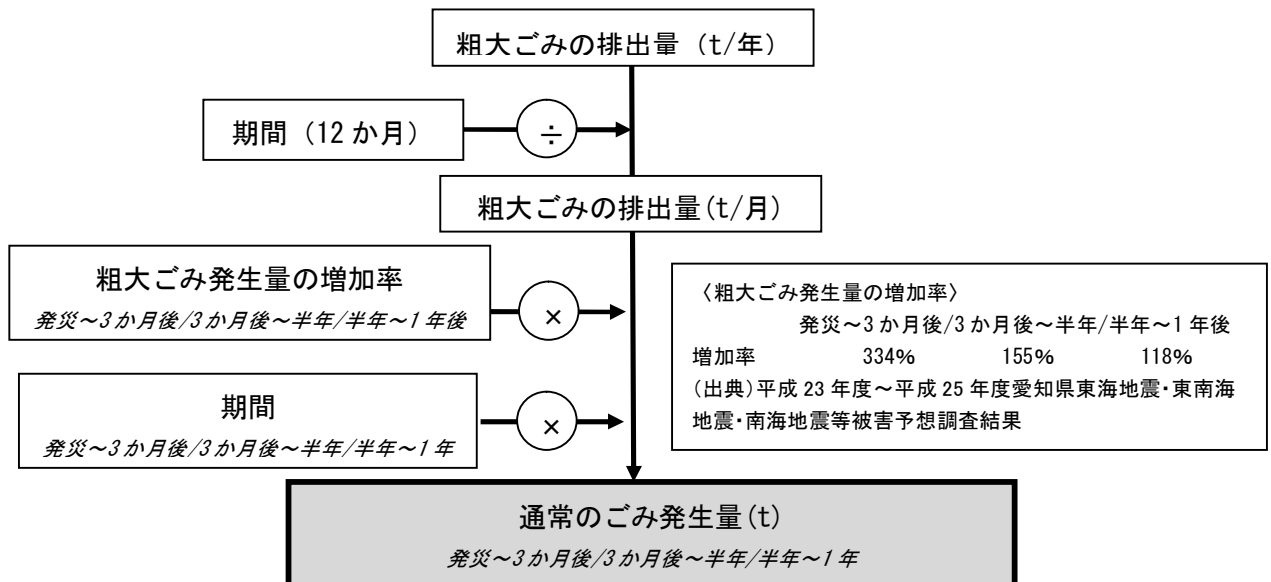
2 生活ごみ・避難所ごみの発生量推計の方法

- 発災後に避難所数がピークとなる発災1週間後と、通常時のごみ処理体制に戻りつつある発災1か月後を対象に家庭ごみ・避難所ごみの発生量を推計
- 1人1日あたりのごみ排出量については、可燃ごみと資源ごみの収集ごみ量及び計画収集人口に基づき設定



3 粗大ごみの発生量推計の方法

- 発災直後～発災1年後までを3つのフェーズに区分し、フェーズごとの粗大ごみ発生量を推計
- 粗大ごみの発生量については、不燃ごみ、粗大ごみ及びその他のごみの排出量に、粗大ごみの排出量の増加率を乗じることにより推計した



4 家庭ごみ・避難所ごみ及び粗大ごみの発生量

生活ごみ・避難所ごみ						粗大ごみ		
1週間後			1か月後			～3か月後 (t/3か月)	3か月後 ～半年後 (t/3か月)	半年後 ～1年後 (t/6か月)
家庭ごみ (t/日)	避難所ごみ (t/日)	合計 (t/日)	家庭ごみ (t/日)	避難所ごみ (t/日)	合計 (t/日)			
30	4	34	32	2	34	579	269	409

5 家庭ごみ、粗大ごみの処理計画

(1) 処理施設及び処理能力

① 処理施設能力

クリーンセンター常武ごみの焼却、破砕能力はP17(2)処理能力の確保ア・イ示したとおりである。

なお、今後は平成34年度稼働予定の知多南部広域環境組合の焼却、破砕施設が受入可能となった際には、その能力に応じて処理を行う。

② 施設の点検

災害発生後、クリーンセンター常武等の建物、焼却炉本体、ごみ投入設備及び排ガス・排水処理設備など、付帯設備の損壊、電流系統、用水の確保状況や配管の点検を行い、損壊あるいは支障の有無、損壊や支障が認められる場合はその状況を速やかに環境総務班に報告する。

最終処分場は、地盤の変形の有無、遮水シート損壊の有無及び付帯施設の損壊の状況を点検し、上記と同様に環境総務班に報告する。

③ 収集能力

ごみ収集車両は、町の委託業者が所有し、通常時のごみの収集作業を行っている車両を使用する。

粗大ごみは災害発生後に一時的に増加すると予測され、収集車両の大幅な確保が必要となる。このため、平常時の収集車両に加え、許可業者や建設業者から調達して対応する。

④ 災害時に補完すべき能力

道路の不通や渋滞により収集効率が平常時より低下することから、委託業者等の業者以外に協定に基づく応援要請により収集体制を確保する。

(2) ごみ収集・運搬体制

① 災害発生時は、避難所が開設され、これら避難所に避難する人の生活から排出されるごみの収集が生じる。避難所で排出されるごみの収集は、平常時のごみ処理ルートに避難所を組み込んで行う。

② 収集ルートは平常時のルートを基本とするが、道路の不通等により平常時より収集効率が低下することを考慮して、収集車を平常時より増車することや、ルート前半と後半に分担して収集することなど、対応策を検討する。

③ ごみの分別は平常通りとする。不燃ごみはクリーンセンター常武の不燃ごみ処理施設及び(株)エイゼン臨海工場に搬入し、破砕・選別処理を行う。

- ④粗大ごみは、一時的に大幅に増加するため、被災地域については、期限を区切って一時的に収集方法を変更し、町が指定する拠点集積所から収集する。このため、粗大ごみの排出方法等について住民に広報する。

(3)ごみ処理体制

- ①ごみ処理フローは、基本的には平常時と同様とする。

ただし、粗大ごみの増加に対応するため、粗大ごみの仮置場（一次仮置場と兼ねる）を設け、一時的に保管した後、クリーンセンター常武等で順次処理する。

可燃ごみは生ごみを含むため、貯留しないで収集後直ちに焼却する。可燃性粗大ごみ（布団等）の破砕物も焼却するが、生ごみを含む可燃ごみの焼却を優先して行い、余力に応じて可燃性粗大ごみの破砕物を焼却する。なお、量に応じて不燃ごみ等の仮置場も検討する。

- ②施設損壊時の処理体制

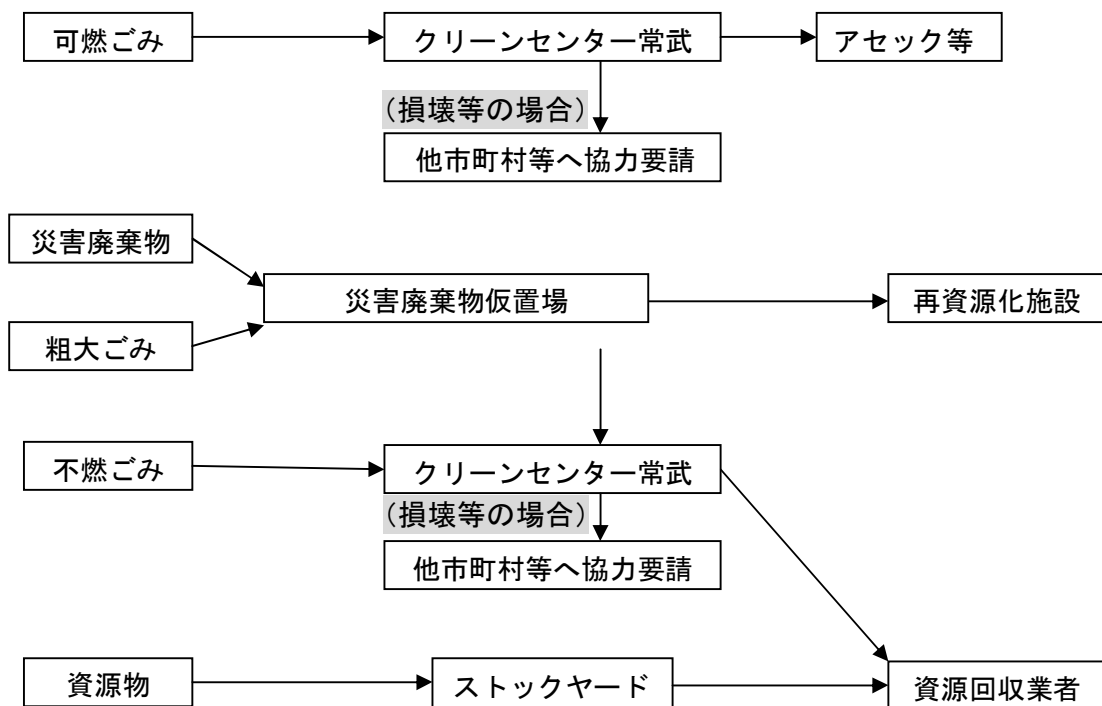
クリーンセンター常武等では、施設損壊の場合は早急に復旧させる。

施設損壊等により稼働不能な場合は、他市町村等に処理について応援の要請をする。

- ③再利用・再資源化対策

災害発生後も原則として、びん、缶類、ペットボトルを分別収集し、再資源化を行う。避難所からのごみ排出も同様に分別収集を行う。

なお、資源物の収集は、災害発生後の応急時は重要度や意義を考慮して実施について検討し、可燃ごみの優先的な処理のため一時的な収集の休止を行う場合は各家庭での一時保管の協力を要請する。



3.3 適正処理が困難な廃棄物の処理

1 処理方針

(1) 産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に排出事業者の責任において処理するものとする。

(2) 一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、災害発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を広報するものとする。

また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導するものとする。

なお、家電リサイクル法による家電4品目は、平常時同様に引取り業者に引き渡すよう指導する。

不法投棄等で町が適正処理が困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

2 適正処理が困難な廃棄物の範囲

適正処理が困難な廃棄物の範囲は、震災時における建物の解体撤去及び一般家庭から排出される廃棄物のうち、有害廃棄物等、町の施設では適正な処理が困難なものをいう。

なお、現在、町で収集しないものは次のとおりである（平成28年3月現在）。

区 分	品 目
①有毒性物質を含む物	農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性若しくは強アルカリ性の物質
②危険性のあるもの	揮発油（ガソリン、ベンジン、シンナー等）、灯油、ガスボンベ、花火、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器
③著しく悪臭を発生する物	
④容積、重量及び長さが著しく大きい物	ピアノ、電子ピアノ、オートバイ、耐火金庫、浴槽、浄化槽、自動販売機、強化プラスチック製品（FRP製品、サーフボード等）
⑤家電リサイクル法対象物	エアコン、テレビ（液晶テレビを除く）、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、洗濯機、
⑥その他町の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

3 適正処理が困難な廃棄物の処理

災害時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物は、次の対策を講じる。

(1) アスベスト

昭和30年～40年代に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用された。

アスベストを使用した建築物の解体作業の際は、「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」（環境省環境管理局大気環境課）等に準じて、アスベストの飛散防止措置を講じるよう解体業者に指導する。

(2)PCB

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に1950年頃から使用されはじめ、1972年頃まで生産されていた、慢性毒性がある。1974年に法律により製造・輸入が禁止された。

一般家庭から粗大ごみとして排出されるPCBを含む家電製品は、町が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。

(3)フロン類

冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの冷媒や断熱材等として使用されている。

冷蔵庫・冷凍庫、エアコンに含まれるフロン類は家電リサイクル法に基づき製造業者等がリサイクルする際に併せて回収・処理することになる。

(4)トリクロロエチレン等

有機塩素系溶剤、ドライクリーニングや脱脂洗浄等の溶剤として使われている。

産業廃棄物として、事業者の責任において処理するよう指導する。家屋の倒壊等により搬出が困難なものは、家庭の解体撤去時に搬出、処理するよう指導する。

(5)CCA 処理木材

CCAとは銅、クロム、砒素を含んだもので木製電柱、家屋の土台などに防腐剤、白蟻対策として使用されてきた。

解体撤去の家屋にCCA処理木材が使用されている場合は、解体事業者は解体作業着手前に町に報告するよう指導する。町は現地調査によりCCA処理木材の使用を確認し、発生量を見積もり、その処理方法について事業者に指示する。

この後、解体業者は適正な方法により解体撤去し、適正な設備を有する廃棄物処理施設で焼却処理する。

(6)感染性廃棄物

医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

(7)その他町で収集しない廃棄物

通常通り販売店等に引取りを依頼するよう広報する。対応方法について、広報により周知徹底を図るとともに、相談窓口を設け、適正な廃棄・処理を推進する。

3.4 し尿の処理

1 基本方針

(1)し尿の処理

① 平常時のし尿収集・運搬、処理体制を基本として、町内収集業者が収集・運搬を行い、中部知多衛生組合で処理する。

② 平常時に家庭・事業所等からのし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を行っている収集頻度は、平常時と同様とする。

ただし、災害時の業務量の増大により平常時の収集頻度が困難な場合は一時的な変更について検討する。

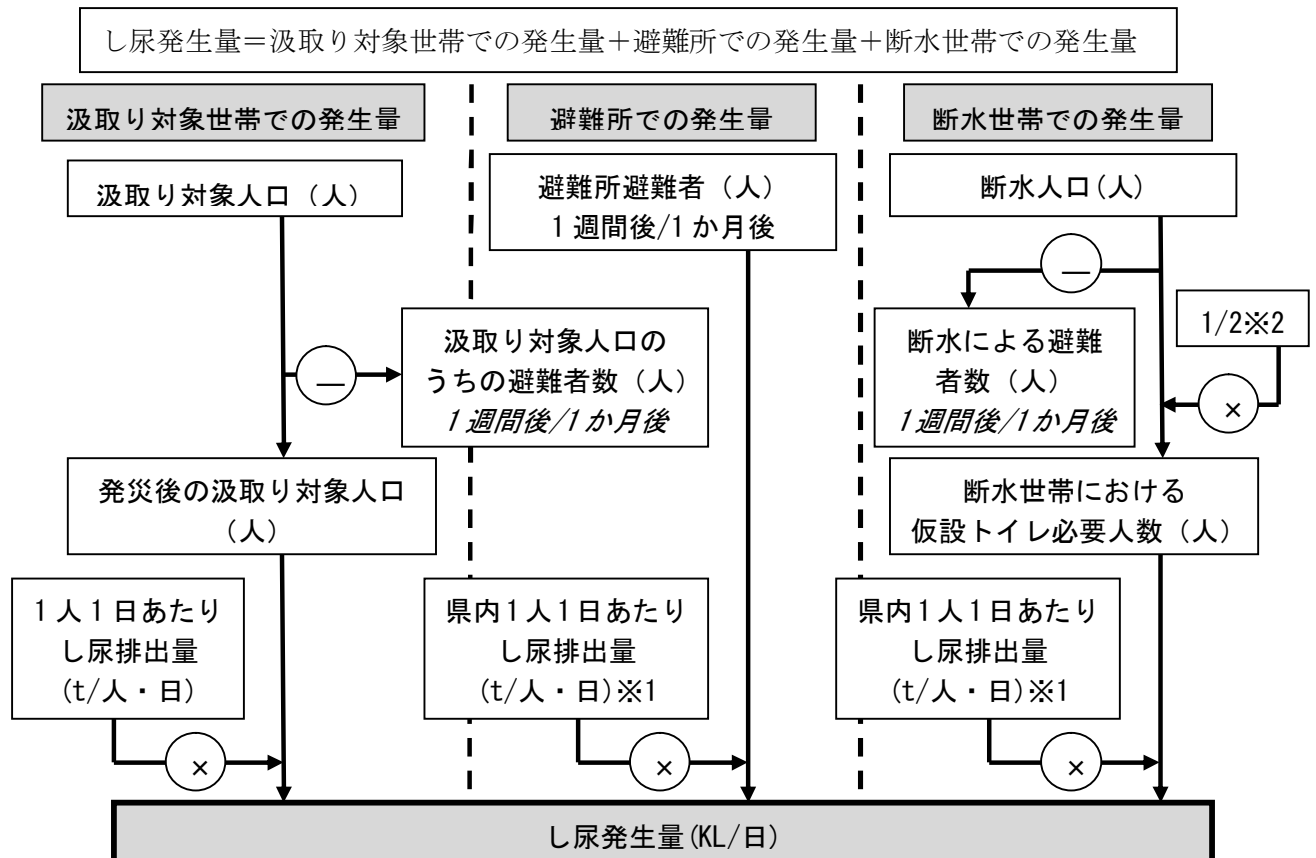
③ 災害対策として設置した仮設トイレからのし尿収集・運搬、処理は、町内収集業者が収集・運搬し、中部知多衛生組合で処理を行う。

- ④ 災害による損壊等により中部知多衛生組合で処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、下水道マンホール投入による下水道施設での処理を行う。下水道施設での処理が困難な場合は、他の市町村に応援の要請をする。
- ⑤ 仮設トイレの設置による収集業務の増大により、収集に支障をきたす場合は、関係団体や他の市町村に人員や収集車の調達、処理の応援を要請する。

(2) 仮設トイレの設置

- ① 仮設トイレの設置は、協力業者等に対して配置先配置基数を示し設置する。
- ② 仮設トイレの配置については、し尿の収集・運搬、処理計画を踏まえ、環境総務班及び防災担当部署と事前調整を行い、配置計画を作成する。
- ③ 環境総務班は災害対策本部と密接な連絡をとり、備蓄する仮設トイレが不足する場合は追加調整を行うとともに、その設置のための応援などを協力業者等に要請する。
- ④ 仮設トイレの設置、維持管理に関する住民への広報及び苦情等の受付は環境総務班で行い、し尿処理班へ対応策を指示する。

2 災害時のし尿発生量の推計方法



※1 県内1人1日あたりし尿排出量:2.17L/人・日

※2 1か所の避難所に2台の仮設トイレを設けると仮定(ただし、町防災計画では学校避難所等には2台以上の配置がされる計画だが、2台で試算)

3 し尿発生量

発災1週間後	発災1か月後	通常値(参考)
33.7 KL/日	9 KL/日	8 KL/日

4 し尿処理計画

(1) 処理施設及び処理能力

① 処理施設の能力

町の所有するし尿処理の能力は次のとおりである。

ア し尿処理施設

名称	中部知多衛生組合
所在地	武豊町字吉町田90-10
施設規模	220kL/24h(110kL/24h×2系列)
形式	低希釈＝段活性汚泥法＋高度処理

② 施設の点検

災害発生後、中部知多衛生組合は、中部知多衛生組合の建物、希釈設備や貯留槽、ポンプなど付帯設備の損壊、電気系統、用水の確保状況や配管の点検を行い、損壊あるいは支障の有無、損壊及び支障が認められる場合はその状況を速やかに環境総務班に報告する。

③ 処理能力

町内収集業者が所有し、平常時にし尿収集作業を行っている車両数は表4のとおりである。

表4 し尿収集車両の稼働可能台数

車種		し尿収集運搬 許可業者	浄化槽清掃業 許可業者	合計
バキューム ローリー車	台数	許可車	許可車	7台
		4台	3台	
	積載量(合計)	10.5KL	15.6KL	26.1KL

④ 災害時に補完すべき能力

災害発生後は、仮設トイレの設置により収集すべきし尿の量が増加する。

道路の不通や渋滞により収集効率が低下することから町内収集業者及び協定締結団体に協力を依頼し、し尿収集車を調達する。

災害による損壊により中部知多衛生組合での処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、下水道処理施設での処理を行う。このため、下水道担当部署と事前に調整を行い、投入マンホールの確保を図る。

(2) 仮設トイレの配置計画

① 災害時の仮設トイレの配置計画

避難所に避難する住民に加え、断水により自宅の水洗便所が使用できない世帯の住民の一部が、仮設トイレを必要とすると考えられる。設置の箇所は、汲み取り処理地域及び下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。

○広域避難場所（避難が長時間に及ぶ場合）

- 避難場所・避難所
- その他被災者を収容する施設
- 集合住団地
- 住宅密集地

なお、仮設トイレの設置基数は、断水の状況及び復旧の見通しにより追加調達の必要が考えられるが、これらの追加調達は、衛生機材のリース業者からの調達及び県・他市町村の備蓄分を借り受けする。

②仮設トイレの設置に関する配慮事項

仮設トイレの設置は、臭気など避難所や周辺世帯への影響を考慮して設置場所を選定する。

収集車の出入りのための通路を確認できる場所を選定する。

また、仮設トイレを調達する場合は、高齢者や障害者の利用にも配慮する。

(3)仮設トイレの維持管理体制

①仮設トイレからのし尿の収集体制

避難所等に設置された仮設トイレからのし尿収集は、それぞれ通常時の地域分担に基づき、当該地域を担当する収集業者に収集を委託するものとする。

し尿収集世帯からの収集は、平常時の頻度を継続する。また、仮設トイレの収集頻度は仮設トイレの容量や衛生保持等を勘案して設定する。

②仮設トイレの維持管理業務の分担

仮設トイレの衛生に係る維持管理は、し尿処理班が総括し、維持管理方法を計画するとともに、巡回等により仮設トイレの衛生状態を把握する。

住民の協力を得るため、仮設トイレの利用や維持管理の方法に関する広報を行う。仮設トイレの衛生保持などの日常的な維持管理は、避難住民を中心として行うものとし、避難所の管理者などにその旨の協力を依頼する。

(4)収集処理対策の実施

仮設トイレから収集するし尿と平常時からのし尿処理を行っている世帯からし尿合計量は33.7 kL/日（発災1週間後）と見込まれ、現在の中部知多衛生組合で処理できる能力である。

中部知多衛生組合の処理に不足が生じた場合は、下水道担当部署と調整の上、下水道マンホールへの直接投入による下水道施設での処理を行う。

①軽微な被災地域の対応

被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽内の2～3割程度の汲み取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

②下水道処理区域の対応

下水道処理施設の処理機能が確認された場合には、収集時に最寄りのマンホール等から投入する。

③し尿処理施設

原則として、処理は中部知多衛生組合で行う。

④緊急貯留対策

必要に応じ、施設の復旧や広域処理に対応するため、一時貯留施設として大

型タンクローリーを設置する。

⑤広域的処理対策

本町処理施設のみでの処理が困難な場合には、相互援助協定等による処理受け入れ自治体へ搬送し処理を行う。

(5)し尿処理体制の復旧

上水道の復旧や避難住民の帰宅の状況に基づき、仮設トイレの必要性を判断し、計画的に撤去するものとする。1箇所の避難所に仮設トイレが複数設置されている場合は、追加調達したものから撤去する。

4 水害廃棄物の処理について

4.1 水害廃棄物の特徴

1 粗大ごみ等

- (1) 水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。
- (2) 水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが大量に発生するため、平常時の人員及び車両では、収集・運搬が困難である。
- (3) 土砂が大量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。
- (4) ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
- (5) 便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。

2 し尿等

公衆衛生の確保の観点から、水没した汲み取り便所の便槽や浄化槽については、被災後速やかに汲み取り、清掃、周囲の消毒が必要となる。

3 その他

台風等により流れてきた流木やビニール等、平常時は町で処理していない廃棄物について水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。

4.2 水害廃棄物の処理

1 基本方針

4.1に示した水害廃棄物の特徴を考慮するとともに震災廃棄物処理で示した基本方針に沿って処理を行う。

2 水害廃棄物の発生量

(1) 発生量の推計方法

台風の高潮による浸水想定地域での浸水家屋をもとに定量化する。

床上浸水家屋数(戸)	床下浸水家屋数(戸)	合計
8	82	90

* 水害廃棄物量(トン) = 3.79 × 床上浸水家屋数 + 0.08 × 床下浸水家屋数

(「水害廃棄物対象指針(平成17年6月環境省)」添付参考資料17)

水害廃棄物1トン当たりの仮置場必要面積：3.5m²/トン

水害廃棄物発生推計値(トン)	仮置場必要面積(m ²)
37	130

3 水害廃棄物処理計画

3.1 がれきの処理、3.2 生活ごみ、粗大ごみの処理、3.4 適正処理が困難な廃棄物の処理及び3.4し尿の処理に準じて実施する。なお、仮置場の選定に当たっては水害廃棄物の特性に配慮して迅速に処理する。

また、交通事情等により早期処理が困難な場合には、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し衛生状態を保つものとする。

4 その他

(1) 救援物資の受け入れの際

梱包材等は引取って(持ち帰って)もらうようにする。

(2) 救援ボランティア受け入れの際

ボランティアの方々の排出するごみは、極力持ち帰りを要請する。